

自動車運送事業の監査方針、行政処分基準等の改正について

1. 改正の概要

<監査方針>

- ① 巡回監査の端緒として、次の者を追加。
 - ・ 第1当死亡事故を引き起こした事業者（特別監査を行うものを除く。）
 - ・ 行政処分逃れのための事業譲渡の有無等を判断するため、監査を行うことが必要と認められる事業者
 - ・ 自動認可運賃の下限を下回る運賃により事業を営んでいる一般乗用旅客事業者であって、定期的な報告の提出を行わない、又は当該報告内容により法令違反の疑いがある事業者
 - ・ 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の特定地域において増車認可申請をした一般乗用旅客自動車運送事業者など
- ② 巡回監査及び呼出監査の端緒として、次の者を追加。
 - ・ 関係行政機関から、最低賃金法に違反している旨の通報があった事業者
 - ・ 事業用自動車の車両火災事故（旅客自動車に限る。）又はホイール・ボルトの折損による車輪脱落事故を引き起こした事業者
 - ・ 整備不良に起因する死傷事故を引き起こした事業者など

<行政処分基準等>

- ① 飲酒運転等に対する処分基準を強化（旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業）。
 - ・ 処分日車数の強化 初違反80日車→100日車
再違反240日車→300日車
 - ・ 飲酒運転等を下命容認した場合の即時事業停止期間の延長 7日→14日
 - ・ 飲酒運転等+重大事故に係る指導監督義務違反の場合の即時事業停止期間の延長 3日→7日
 - ・ 飲酒運転等に係る指導監督義務違反の場合、即時事業停止処分（3日）を創設
- ② 社会保険等未加入（事業の健全な発達を阻害する競争行為）に対する処分基準を強化。
 - ・ （旅客自動車運送事業）処分基準の創設
 - 一部未加入 初違反10日車 再違反30日車
 - 全部未加入 初違反30日車 再違反90日車
 - ・ （貨物自動車運送事業）処分基準の強化
 - 一部未加入 初違反警告→10日車 再違反20日車→30日車
 - 全部未加入 初違反20日車→30日車 再違反60日車→90日車
- ③ 最低賃金法違反（事業の健全な発達を阻害する競争行為）に対する処分基準を創設

(旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業)。

一部の支払い 初違反10日車 再違反30日車
全てへの支払い 初違反30日車 再違反90日車

④ 運転者に対する指導監督に係る記録の作成保存義務違反に対する処分基準を創設
(旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業)。

記録義務違反 初違反警告～20日車 再違反20日車～60日車
保存義務違反 初違反警告～20日車 再違反20日車～60日車

⑤ 点検整備未実施に対する処分基準を強化(旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業)。

- ・ 日常点検の未実施
初違反勧告～3日×違反台数 → 警告～5日×違反台数
再違反3日～9日×違反台数 → 5日～15日×違反台数
- ・ 定期点検整備の未実施
初違反警告～5日×違反台数 → 警告～10日×違反台数
再違反5日～15日×違反台数 → 5日～30日×違反台数
- ・ 点検整備記録の改ざん
初違反3日～5日×違反台数 → 5日～10日×違反台数
再違反9日～15日×違反台数 → 15日～30日×違反台数 など

⑥ 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の施行関係(一般乗用旅客自動車運送事業)

特定地域内の営業所における一定の違反についての処分日車数を加重。

- イ 特別監視地域の指定後に新規許可等を受けた者による違反は3.5倍
- ロ 監査時車両数(監査等により違反事実を確認した時点における営業区域ごとの一般乗用旅客自動車運送事業者の一般車両の合計数)を基準車両数よりも増加させている者による違反(イの場合を除く。)は3.5倍
- ハ 監査時車両数を基準車両数の5%以上減少させていない者による違反(イ及びロの場合を除く。)は2倍
- ニ 監査時車両数を基準車両数の5%以上減少させている者による違反(イの場合を除く。)は1倍
- ホ ニのうち、特定地域に指定された後に減少させている者による違反は1.5倍 など

⑦ その他の処分基準の強化

- ・ (貨物自動車運送事業) コンテナの落下防止措置未実施
初違反警告→20日車 再違反20日車→60日車
- ・ (旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業)
30日車未満は自動的に警告とする軽減措置→廃止 など

⑧ 処分の実効性の確保1(旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業)

- ・ 違反営業所から処分前に他の営業所に車両を移動した場合
→当該他の営業所にも行政処分を行う。
- ・ 違反事業者が処分前、処分後に会社分割又は他社への事業譲渡（認可を要する場合のみならず、車両等の譲渡による実質的な事業譲渡を含む。）を行った場合
→承継事業者、譲渡先事業者にも行政処分を実施。
承継事業者、譲渡先事業者にも違反点数を承継。 など

⑨ 処分の実効性の確保 2（一般乗用旅客自動車運送事業）

自動車等の使用停止処分において、遊休車両分について付加的に使用停止処分を行う。

⑩ その他所要の改正を実施。

2. 施行時期

平成21年10月1日から施行。